

新型コロナ対応は真の収束に向けた段階へ 通常医療への復帰・両立に際し 移行のあり方 必要な支援を考える時期

加納繁照 日本医療法人協会会長

10月以降「病床確保料」の対象から 協力医療機関が除外

——厚生労働省は9月13日の事務連絡で、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)」を2023年3月まで延長し、当面の間継続する方針を通知しました。また、それに伴い、10月1日から一部の実施要綱の改正が適用される旨も9月22日以降の通知で示しています。これについてはいかがでしょうか。

支援が継続されること自体はよいのですが、今回の改正によって「病床確保料」の対象から協力医療機関が外されました。この場合、疑似症状患者のために確保していた病床をコロナ病床に転換すると、再度「病床確保料」の対象になるとされていますが、一般の医療機関との扱いになり今までより減額されます。

私の考えとしては、これからはむしろ重点医療機関のような病棟単位での病床確保や看護体制よりも、協力医療機関のようにゾーニングのもと、一般患者と感染症患者両方を診る体制を併せ持った新しい仕組みを構築していくほうが、病院経営上

も効率的ではないかと考えています。というのも、現行の重点医療機関の指定を受ければ「病床確保料」などは受けられますが、国の動きとして、Withコロナに向けた体制整備が始まりつつあります。

つまり、重点医療機関も近い将来、新型コロナ患者一点集中の状態から通常医療へと復帰していかなければなりません。国には、移行していく医療機関への支援のあり方について考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

——新型コロナが収束していくなかで、どのような順を追って最終的に復帰していくのが適切だと思われますか。

これについては、病院ごとに自院の状況を見極めながら進めていくほかありません。たとえば、私が運営する加納総合病院の場合、今は回復期リハビリテーション病棟をコロナ病床として整備していますが、いきなり機能を戻しても、当然ですが、すぐに回りハ患者さんが戻ってくるわけではありません。元の病床稼働率に戻るまでに数カ月を要する可能性は、十分あります。

少なくとも、そうした移行期間中の経済的な補てんなどについては国へも要望していくべきだと

考えています。

また、スムーズな通常医療への復帰は、自院で働く職員にとっても重要な問題です。コロナ禍の2年間で、現場スタッフは本当に疲弊しています。新型コロナ患者の対応に追われ、しかも感染の波に応じて繁忙期と閑散期が何度も繰り返されてきたわけですから。一刻も早く通常医療に戻りたいと願っている職員のことも考えて、できるだけ早期に収拾策を考えて対応していかなければならないでしょう。

9月下旬に入り、ようやく全国的にも第7波が落ち着いてきたなか、日本でも世界でも、いよいよ収束に向けたフェーズに入り始めているととらえ、私たちも、それに向けた対策を立てていくことを強く求めていくことが重要です。

さらに、今年の冬場はインフルエンザの流行も危惧されています。特に2月ごろは通常医療としては繁忙期です。インフルエンザ対応を含めた通常医療と新型コロナ対応の両立に向けた体制づくりを、この秋から取り組んでいかなければなりません。

——新型コロナ関連の支援に関しては、9月9日に「新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金」の積み増しも行われました。

これはとても大事な項目です。同交付金に対して4000億円の積み増しが行われ、既定予算と合わせて総額6000億円の予算額となっています。これが各都道府県に配分され、支援内容が検討されていくことになります。

今回、この交付金の使い道として、医療・介護・福祉関係の施設における光熱費上昇などへの支援にも使用できると明示されています。つきましては、会員病院の皆様を

はじめ、各地の医療機関におかれましても、ぜひ、都道府県をはじめとする行政との交渉に取り組み、積極的に意見を挙げていただくようお願いいたします。補助金を民間病院にも適切に采配してもらおううえでも、頑張っていたきたいです。

今が駆け込み時ととらえて 引き続き宿日直許可基準の申請を

——そのほか、会員病院へ周知したいトピックスはありますか。

これまで『医法協ニュース』を含めて、医法協としても再三情報発信に取り組んできましたが、宿日直許可基準をなるべく早く申請・取得していただきたいと、今一度お願い申し上げる次第です。「24年までまだもう少し時間がある」と思われている病院もあるかもしれませんが、タイミングとしては、今が駆け込み時だと思います。

なぜならば、今年4月1日に厚労省直轄の相談窓口を創設いただくなど、厚労省側としても今が一番理解があり、柔軟な姿勢を見せているからです。現時点で早急にこうした相談窓口も活用したうえで、管轄の労働基準監督署へ相談していただきたいです。

——ありがとうございました。

